(重要)本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第3項の規定に基づき、7月8日(木)に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について周知するものです。「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年7月8日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長 文化関係団体の長

文化庁政策課長

## 7月8日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について

令和3年7月8日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長されることとなりました。

また、重点措置区域については、同じく令和3年7月8日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示が行われました。

改正された基本的対処方針、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年7月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえた要請等があった場合には、基本的対処方針と当該要請等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いします。

記

## (参考資料)

- ・令和3年7月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第70回) https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\_houkoku\_20210708.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(令和3年7月8日発出) https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\_houkoku\_20210708.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年7月8日変更) https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\_h\_20210708.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年7月8日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\_seigen\_20210708.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話:03-6734-2809(直通)

メール: s-kikaku@mext.go.jp